

平成24年6月26日

株 主 各 位

大阪市北区中之島三丁目3番23号
サノヤホールディングス株式会社
取締役社長 上 田 孝

第1期期末配当の税務上の取扱いに関するご説明

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり、厚く御礼申しあげます。

さて、当社は、平成24年6月26日開催の第1期定時株主総会における承認決議を経て、第1期期末配当として、1株当たり5円の配当金のお支払いを実施することになりました。

今回の配当金は、「その他資本剰余金」を原資としておりますことから「資本の払戻し」に該当し、税務上の「配当所得」には当たらないため、所得税等の源泉徴収を行っておりません。また、「みなし配当」にも該当しませんので、その取扱い等について、ご案内させていただきます。

敬 具

1. 今回の配当金の税務上のお取扱いについて

(1) 今回の配当金の所得区分について（所得税法第24条、第25条等）

- ・ 今回の配当金は全額が「その他資本剰余金」からの配当になります。税法上、資本剰余金からの配当は資本金等の額からなる部分が「資本の払戻し」、資本金等の額以外の金額からなる部分が「みなし配当」とされますが、今回の配当金は全額が資本金等の額からなる部分からの支払いとなるため、みなし配当部分はありません。
- ・ 税法では、「資本の払戻し」は株主の皆様が保有する当社株式の一部を当社に譲渡したものとみなされるため、税務上「みなし譲渡」と呼んでいます。「みなし譲渡」については、譲渡所得を確定申告する必要があるほか、株式の取得価額の調整（減額）が必要となります。
- ・ 今回の配当金は、全額が「みなし譲渡」による収入金額とみなされることになり、『源泉徴収あり』の特定口座で保管されている株式であっても、すべて一般口座での株式等に係る譲渡として取り扱われますので、譲渡所得に対する源泉徴収は行われません。
また、確定申告における配当控除の対象にもなりません。

(2) みなし譲渡損益について（租税特別措置法第37条の10）

- ・税法の規定により、株主の皆様には当社株式の一部譲渡があったものとみなされるため、「みなし譲渡損益」が生じます。
- ・以下の「①収入金額とみなされる金額」から「②取得価額」を控除した金額が譲渡所得等に該当いたします。

今回の配当では、みなし配当額は「0円」、純資産減少割合は「0.014」となります。

①収入金額と みなされる金額	=	払戻し等により取得した 金銭等の価額の合計額	-	みなし配当額（「0円」）
②取得価額	=	従前の取得価額の合計額	×	純資産減少割合 （「0.014」）
③みなし譲渡損益 （①-②）	=	①収入金額と みなされる金額	-	②取得価額

【例】 当社の株式を1株当たり200円で1,000株購入していた場合

①収入金額とみなされる金額=5円（1株当たり配当額）×1,000株-0円=5,000円

②取得価額=（200円×1,000株）×0.014（純資産減少割合）=2,800円

③みなし譲渡損益=5,000円-2,800円=2,200円（計算結果がマイナスの場合はみなし譲渡損です。）

※具体的なみなし譲渡損益の計算につきましては、最寄りの税務署または税理士等にご相談ください。

(3) 取得価額のお取扱いについて（所得税法施行令第114条第1項）

- ・税法の規定により、株主の皆様の当社株式の取得価額が調整されます。
- ・調整式は以下のとおりとなります。（純資産減少割合は「0.014」となります。）

$$\boxed{\text{1株当たりの新しい取得価額}} = \boxed{\text{1株当たりの従前の取得価額}} - \left(\boxed{\text{1株当たりの従前の取得価額}} \times \boxed{\text{純資産減少割合（「0.014」）}} \right)$$

【例】 当社の株式を1株当たり200円で1,000株購入していた場合

①1株当たりの調整金額=200円×0.014（純資産減少割合）=2.8円

②1株当たりの新しい取得価額=200円-2.8円=197.2円

③新しい取得価額=197.2円×1,000株=197,200円

※1 証券会社で「特定口座」をご利用の株主の皆様は調整方法等につきましては、口座の種類により処理方法が異なりますので、お取引の証券会社にご確認ください。

※2 「特定口座」をご利用でない場合は、上記の計算式により取得価額を調整していただく必要がございます。

(4) 個人の株主の皆様へのご通知事項

所得税法施行令第114条第5項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合（資本の払戻しに係る所得税法施行令第61条第2項第3号に規定する割合）	0.014 (小数点以下第3位未満切り上げ)

(5) 法人株主の皆様へのご通知事項

法人税法施行令第23条第4項に規定する事項	ご通知事項
金銭その他の資産の交付起因となった法人税法第24条第1項各号に掲げる事項	資本の払戻し
その事由の生じた日	平成24年6月27日
みなし配当額に相当する金額の1株当たりの金額	1株当たり0円

法人税法施行令第119条の9第2項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合	0.014 (小数点以下第3位未満切り上げ)
資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額	162,888,235円

2. その他の参考情報

今回の配当（「利益剰余金」を原資とせず「その他資本剰余金」を原資とする）に伴い、株主の皆様において通常（「利益剰余金」を原資とする配当）と異なる処理が必要となる事項について

1. 「みなし譲渡損益」の計算が必要になります。

税務上の「資本の払戻し」に係る「みなし譲渡益」に対する課税金額については、特定口座での計算対象には含まれませんので、確定申告が必要となります。

2. 「取得価額」の調整が必要になります。

(1) 特定口座をご利用の場合

お取引の口座管理機関（証券会社等）が取得価額の調整を行います。口座管理機関によって取扱いが異なる場合がございますので、詳細はお取引の口座管理機関までご確認をお願いいたします。

(2) 一般口座をご利用の場合

お取引の口座管理機関（証券会社等）までお問い合わせください。

このお知らせは、今回の配当金の税務上のお取扱い、税法の規定により株主の皆様にご通知すべき事項をご説明するものであり、株主の皆様の個々のご事情によって異なりますことからすべてを網羅するわけではございません。ご不明な点につきましては、末筆のご照会先までご確認くださいませようようお願い申し上げます。

このお知らせは、株主の皆様が今後当社の株式を売却する場合の「取得価額」の証明になりますので、保管くださいますようお願いいたします。

なお、このお知らせは、当社ホームページ上にも掲載いたします。

掲載先：<http://www.sanoyas.co.jp/ir/news.html>

本件に関するご照会先

(1) 取得価額の調整に関する具体的なお照会

お取引の口座管理機関（証券会社等）または最寄りの税務署にご相談ください。

(2) 税務申告等に関するご照会、ご相談

最寄りの税務署または税理士等にご相談ください。

株式に関するご照会先

○三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

T E L 0120-176-417（平日午前9時～午後5時）

○サノヤスホールディングス株式会社

T E L 06-4803-6161（平日午前8時30分～午後5時30分）

以 上